

札幌国際交流館条例の一部を改正する条例案

令和 6 年（2024 年）11 月 28 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌国際交流館条例の一部を改正する条例

札幌国際交流館条例(平成 8 年条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

780 円
410 円
220 円
3,900 円
2,050 円
1,100 円
7,800 円
4,100 円
2,200 円
580 円
280 円
140 円
2,900 円
1,400 円
700 円
5,800 円
2,800 円
1,400 円
普通使用の場合 の使用料を 2 割 引した額
2,000 円
9,500 円
5,900 円
3,000 円
最高入場料の 90 人分。ただし、そ の額が 1 時間当

「

850 円
450 円
250 円
4,300 円
2,200 円
1,200 円
8,600 円
4,400 円
2,400 円
640 円
310 円
150 円
3,200 円
1,550 円
750 円
6,400 円
3,100 円
1,500 円
普通使用の場合 の使用料を 2 割 引した額
2,200 円
10,500 円
6,500 円
3,300 円
最高入場料の 90 人分。ただし、そ の額が 1 時間当

たりに換算して 14,300 円に満た ないときは、1 時 間につき 14,300 円とする。
390 円
390 円
390 円
230 円
230 円
230 円
130 円
130 円
130 円
1,950 円
1,150 円
650 円
5,670 円
3,350 円
1,670 円
5,700 円
8,300 円
11,200 円
13,800 円
19,300 円
25,000 円
9,200 円
11,500 円
13,800 円
27,600 円

を

たりに換算して 15,800 円に満た ないときは、1 時 間につき 15,800 円とする。
430 円
430 円
430 円
250 円
250 円
250 円
140 円
140 円
140 円
2,150 円
1,250 円
700 円
6,300 円
3,700 円
1,800 円
6,300 円
9,200 円
12,400 円
15,200 円
21,300 円
27,600 円
10,300 円
12,900 円
15,500 円
30,900 円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の別表に規定する使用料の徴収は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の別表プール・体育室の項から体育室の項まで又はホールの項の規定は、それぞれこの条例の施行の日以後の札幌国際交流館条例第3条第1項の承認（以下「承認」という。）又は使用に係る使用料について適用し、同日前の承認及び使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 この条例の公布の際現に承認を受けているホールの使用料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（理 由）

札幌国際交流館の使用料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。